様式２

**業者コード変更登録票**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業者コードの別 | | １ 申請者の業者コード　　　　　２ 製造所等の業者コード | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造所等所在都道府県 | | 香川県 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申　　　請　　　者 | ふりがな※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は名称※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所又は所在地※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者の業者コード |  |  | |  | |  | |  | |  | | ０ | | ０ | | ０ | |
| 製　　造　　所　　等 | ふりがな※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造所等の名称※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地※ | （変更登録票では住所表記の変更のみ可能です。移転の場合は「業者コード登録票」を作成し、製造書等の業者コードを新規取得してください。） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号※ |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造所等の業者コード |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  |
| 提出年月日 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |

**＊【変更登録年月日】**

　　　　　　　　　　　　住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　氏　　名（法人にあっては、名称）

　　　　　　　　　　　　　　担 当 者 名（代行者が登録する場合は、代行者の情報。以下同じ。）

　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　　　　　　　連絡先ＦＡＸ番号

　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス

（注意）

1 　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2 　字は、楷書ではっきり書くこと。

3 　※のある欄は変更を登録する事項がある場合のみ、変更後の内容を記載すること。

4 　＊のある欄は記入しないこと。

5 　「業者コードの別」欄は情報の変更を登録する業者コードの別に○印を付すこと。

　　申請者と製造書等の両方の変更を登録する場合は、「１申請者の業者コード」と「２製造所等の業者コード」の両方に○印を付すこと。

6 　「製造所等所在都道府県」欄は、業許可を受けようとする又は受けた製造所等の所在地の都道府県名を記載すること。

7 　「ふりがな」欄は、氏名又は名称若しくは製造所等の名称のふりがなをひらがなで記載すること。「株式会社」等から始まる名称の場合は、「かぶしきかいしゃ」等を省略すること。

8 　「氏名又は名称」欄は、申請者の変更の登録にあっては申請者の氏名（法人にあっては名称）を正確に記載すること。

9 　「製造所等の名称」欄は、製造所等の変更の登録にあっては業許可等を受けようとする又は受けた製造所の名称を正確に記載すること。

10　「住所又は所在地」欄及び「所在地」欄は、登記した住所を都道府県名から正確に記載すること。

11　「電話番号」欄は、氏名又は名称欄若しくは製造所等の名称欄に記載した製造所等の連絡先番号を記載すること。

12　「申請者の業者コード」欄は、申請者の業者コード（９桁の業者コードのうち下３桁が「０００」のもの）を記載することとし、製造所等の変更の登録にあっても必ず記載すること。

13　「製造所等の業者コード」欄は、製造所等の変更の登録にあっては製造所等の業者コード（９桁の業者コードのうち下３桁が「０００」以外のもの）を記載すること。

14　「提出年月日」欄は、変更登録票を提出する年月日を記載すること。

15　「備考」欄は、その他参考となる事項を記載すること。

＜業者コードの登録内容の変更の登録について＞（令和3年4月26日付け薬生薬審発0426第6号通知　抜粋）

（１）医薬品等の製造販売を行おうとする業者コードが付与されていない者が製造販売承認申請及び製造販売業許可申請を行う場合又は医薬品等の製造を行おうとする業者コードが付与されていない者が製造業許可若しくは登録申請を行う場合は、それらの申請を行う前に様式１による業者コード登録票を、原則としてe-Gov電子申請サービス（https://shinsei.e-gov.go.jp/）（以下「e-Gov」という。）を利用し、e-Govにより難い場合はファクシミリにより、医薬品、医薬部外品、化粧品に係る業者は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課宛て、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品に係る業者は厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課宛て提出すること。付与した業者コードは、各課から医薬品等の製造販売を行おうとする者又は医薬品等の製造を行おうとする者（以下「業者」という。）へ連絡するとともに、都道府県担当課にも連絡する。

（３）業者コードが付与された業者は、（１）で業者コード登録申請時に登録した内容の変更の登録を行う場合は、様式２による業者コード変更登録票を（１）における手続と同様に提出すること。